

「除草伐開作業」仕様書

1 業務名

除草伐開作業

2 業務の目的

適切な道路空間を確保するため、除草を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月3日まで

4 履行場所

[京都市右京区梅ヶ畑奥殿町 地内](#)

詳細については、**別紙1**「位置図」**別紙2**「現況写真」を参照

5 業務内容

除草作業(発生材運搬・処分含む) 一式

詳細については、「特記事項」を参照

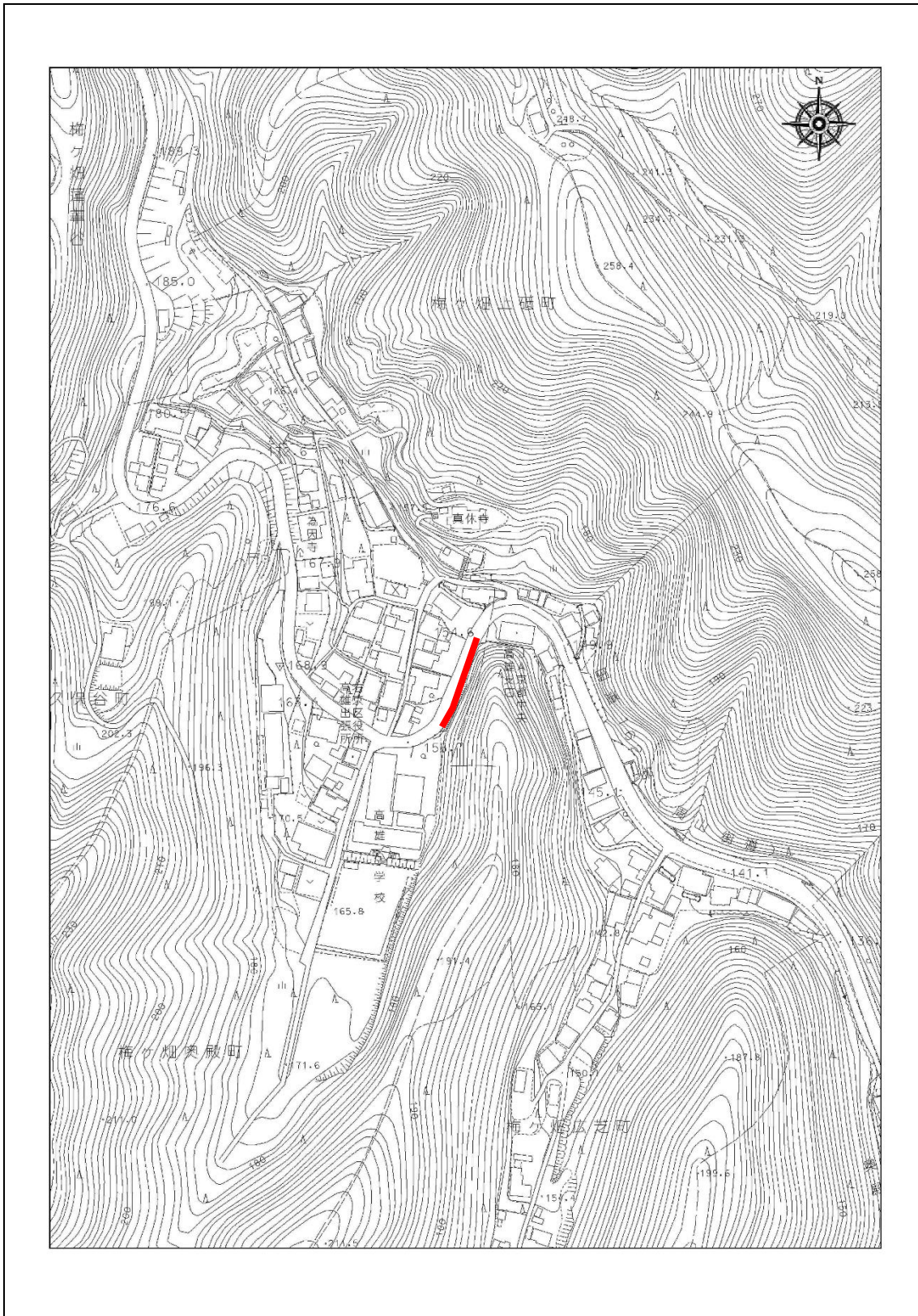
6 支払条件


業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

特記事項

- 1 作業着手の2週間前までに、市担当職員へ実施予定日の調整を行うこと。
- 2 本箇所、高雄小学校の通学路となっているため、通学時間を避けた午前10時から午後2時の間にて現場作業を実施すること。
- 3 歩道の通行の支障になる繁茂した草の除草を実施すること
- 4 近隣住民や通行人との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 5 本作業にて発生した刈草等は再資源化施設へ搬出すること。
- 6 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 7 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 8 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成しメール等にて本市担当者に提出すること。

位置図



作業箇所 

現況写真

現況写真



現況写真

